

新型コロナウイルス感染症禍における臨時救護（看護師派遣）の対応

1 派遣可否の判断基準について

- (1) 宮崎県感染警戒レベル(以下、レベルという。)を基準に判断する。
- (2) 開催予定日の2週間前のレベルが「0」の場合のみ派遣可とする。

例) 6月1日が開催予定である場合

2週間前5月18日～前日5月31日の間にレベルが「1」となった場合は派遣不可となります。

2 実施にかかる要件について

- (1) 臨時救護所の環境に関すること

① 「3つの密」(密閉・密集・密接)の防止が図れること。

ア 会場の十分な換気ができていること。(密閉の防止)

イ 会場の広さが十分で、人と人との間隔は2m程度確保すること。(密集の防止)

ウ 人と人との接触時間を必要最低限にすること。(密接の防止)

- (2) 看護師の対応等に関すること

① 看護師の安全が十分に図れること。

② いかなる場合においても、以下の対応については実施しない。

ア 血圧、脈拍等の身体的接触を伴う生命徴候の測定

イ ケガによる傷の洗浄、骨折の固定等の処置全般

※ 口頭による指示・助言のみ行い、市販薬等(内服薬は含まない)は準備する。

なお、救命にかかる処置については感染防止対策を徹底したうえで実施する。

- (3) イベント等の参加者に関すること

① 参加者自身の体調が万全であること。

ア 参加前に検温やアンケートを行うなどして、健康状態を確認すること。

② 参加者の安全が十分に図れること。

ア 基本的な感染予防対策(手指消毒・マスクの着用等)ができていること。

※ 本対応については、今後の感染状況等を踏まえ変更することがあります。